

質問書に対する回答書

令和8年1月27日

下記の質問について、回答いたします。

開札予定年月日	令和8年2月6日
件名	<p>①長崎県長崎地区1で使用する電力 ②長崎県長崎地区2で使用する電力 ③長崎県県北地区で使用する電力 ④長崎県県央・島原地区1で使用する電力 ⑤長崎県県央・島原地区2で使用する電力 ⑥長崎県庁舎で使用する電力 ⑦長崎県五島地区で使用する電力 ⑧県央振興局総合庁舎他1施設で使用する電力 ※特記なきは、すべての案件についての回答となります。</p>
需要場所	入札説明書のとおり
質問1：自家発補給電力の契約はありますか。	
回答1：自家発補給電力の契約はありません。	
質問2：予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	
回答2：予備電力の契約はありません。	
質問3：自動検針装置はついていますか。	
回答3：設置しています。	
質問4：送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	

回答4：送電開始日は計量日と同日で毎月1日です。

質問5：【⑥長崎県庁舎】

施設の現在の計量日を教えていただけますでしょうか。

回答5：計量日は毎月1日です。

質問6：【⑥長崎県庁舎】

現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。(頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)

回答6：現在の契約電力は2100kWであり、仕様書に記載の契約電力と同じです。

質問7：【⑥長崎県庁舎】

現在の契約電力と直近12か月分の最大需要電力を教えていただけますでしょうか。最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。

回答7：現在の契約電力は2100kWです。直近12か月分の最大需要電力については「質問回答書別表1」をご参照ください。

質問8：【⑥長崎県庁舎】

契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか

か。

回答 8：超過した場合は契約電力を見直します。

契約単価の変更につきましては協議となります。

質問 9：【⑥長崎県庁舎】

最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過是正をいたします。（超過是正については、弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です。）その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。

回答 9：契約締結後、契約電力を超過した場合の取扱いについては、仕様書4（1）のとおりです。

契約単価の変更につきましては協議となります。

質問 10：契約期間中に増設工事等により、契約電力が 500kW 以上の協議制となる予定はございますでしょうか。仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。

回答 10：増設工事等を予定していない物件を入札の対象としています。

契約単価の変更につきましては協議となります。

質問 11：弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。

回答 11：仕様書4（1）及び（3）に基づいて算出してください。

質問 12：弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますでしょうか。ご了承いただけない

場合、旧一般電気事業者が契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に、契約単価の見直し協議は可能でしょうか。

回答 12：基本的には九州地区の旧一般電気事業者新たに設けた算定諸元の適用となります。また、契約単価の変更については協議となります。

質問 13：燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。

回答 13：本案件では、仕様書4（1）及び（3）を適用する料金制度となります。

質問 14：仕様書に記載されている燃料費調整額には、市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額が含まれているという認識でよろしいでしょうか。（弊社落札後、九州エリアを管轄する旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額と合わせて市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額を請求いたします）

回答 14：ご認識のとおりですが、算定にあっては仕様書4（1）及び（3）に基づいて算出してください。

質問 15：落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがござります。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。

回答 15：落札時の単価で一度契約してもらい、その後の契約単価の変動については、入札説明書「4 過去の質問」の回答3のとおりです。

質問 16：仕様書4（7）につきまして、「別表4の様式にて毎月データ報告を当該調達契約に関する事務を担当する部局へ請求書とは別に行うこと」と記載がございますが、当該データにつきまして、弊社ではWEB上でのご確認となりますが、ご了承いただけますでしょうか。

回答 16：仕様書4（7）の内容が確認できるのであれば、問題ありません。

質問 17：仕様書4（7）について、長崎県庁舎の別表④は、使用月、予定契約電力、予定期率、月の使用電力量をご連絡する認識でよろしいでしょうか。（その他拠点のように夏季・その他季の休日・平日使用量はご連絡しません。）また、請求書に記載があるため、請求書を契約事務の部局様へご連絡させていただく形でよろしいでしょうか。

回答 17：別表4についてはご認識のとおりです。

ただし、当該調達契約事務に関する担当部局へ提出する際は、請求書ではなく別表4のような形式で作成したもの（様式は任意）を電子データで提出してください。

質問 18：入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留など、指定はありますか。また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要がありますでしょうか。

回答 18：割印、ホッチキス留の指定はありません。

提出方法については、入札説明書2（7）〔注意事項〕のとおりです。

質問 19：入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。

- ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。
- ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。
- ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。

<p>・ 1年間の総額（税込）より入札金額（税抜）を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。</p>
<p>回答 19：入札金額の算出方法については、入札説明書2（7）及び【参考様式】電気料金総額内訳書に記載の「記載に関する注意事項」のとおりです。</p>
<p>質問 20：内訳書の端数処理について、各単価は小数点第2までとしてよろしいでしょうか。各小計（基本料金合計、電力量料金合計）は、円未満端数切捨てとしてよろしいでしょうか。</p>
<p>また、入札書記載時に税込み→税抜処理をする際の円未満端数は切捨て処理でよろしいでしょうか。</p>
<p>回答 20：内訳書及び入札書の算出方法については、入札説明書2（7）及び【参考様式】電気料金総額内訳書に記載の「記載に関する注意事項」のとおりです。</p>
<p>質問 21：各施設分の予定契約電力および予定使用電力量を合計し、1つの内訳書を作成してもよろしいでしょうか。複数施設の内訳書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、全施設の税込み金額を合計した後に、税抜に直すのかどちらになりますでしょうか。</p>
<p>回答 21：電気料金総額内訳書は施設ごとに作成を行ってください。</p>
<p>記載方法については、入札説明書2（7）に記載のとおりです。様式は任意です。（【参考様式】電気料金総額内訳書）</p>
<p>質問 22：内訳書について、任意様式で作成してもよろしいでしょうか。</p>
<p>回答 22：電気料金総額内訳書は任意様式で作成していただいて構いませんが、入札説明書2（7）に記載の内容について網羅したものとしてください。</p>

質問 23：全て季節別プランとして内訳書を作成してもよろしいでしょうか。

回答 23：仕様書に定める入札見積条件に基づき適切に積算されているのであれば問題はありません。ただし、その積算根拠が電気料金総額内訳書から明確に確認できるように作成していただく必要があります。

質問 24：市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。

回答 24：認められません。

本案件は、固定単価での契約となります。

なお、その他条件については仕様書4（1）（3）によります。

質問 25：説明書3（4）「その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできない。」とありますが、「その金額に応じた区分を下回る金額を入札金額とする」ことは可能でしょうか。

回答 25：免除が認められた区分を下回る金額であれば問題ありません。

質問 26：入札保証金の免除申請とは別途契約保証金の免除申請書も提出が必要なのでしょうか。

必要な場合、具体的な提出期日をご教示ください。

回答 26：契約保証金の免除については、申請書は不要です。

落札決定の通知を行った際に、契約保証金の免除を希望する旨を契約担当者へお伝えください。

なお、免除にあたり入札説明書4（2）に記載の履行を証明するものを契約書と同時に提出する必要があります。

質問 27：落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何

日までに確認可能かご教示ください。

回答 27：電気料金総額内訳書の内容確認に時間を要するため、開札日に落札者が決定しないことがあります。ただし、その場合であっても 5 開庁日以内（初日含み県の休日を含まない）に決定見込です。

質問 28：今回の入札に関しまして、落札金額等の公表は公報等で実施される予定でしょうか。もし公表される場合には、弊社といたしましては「総額以外の詳細単価」につきましては公表をお控えいただきたく存じます。ご了承いただけますでしょうか。

回答 28：入札結果の公表は、県公報、県ホームページ及び管財課の窓口にて行いますが、総額のみの公表となります。

質問 29：契約書（案）をいただくことは可能でしょうか。いただけない場合、落札者の契約書を使用するということでよろしいでしょうか。

回答 29：契約書（案）は別紙のとおりです。

質問 30：仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。

回答 30：契約書の内容および契約書に記載がない事項については、長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）の定めるところによるものとし、九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件に準拠するものとします。ただし、前記によても定まらない事項については、必要に応じて協議のうえ別途定めることができます。

質問 31：仕様書および契約書に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるも

のとなります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。仕様書につきましても、契約書に合綴する場合は同様に変更いただくことは可能でしょうか。

回答 31：契約書の内容および契約書に記載がない事項については、長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）の定めるところによるものとし、九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件に準拠するものとします。ただし、前記によても定まらない事項については、必要に応じて協議のうえ別途定めることができます。
なお、仕様書の変更は基本的に行うことはできません。

質問 32：契約書について、契約内容確認後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数ある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。

回答 32：落札決定の通知をした日から 5 日以内（初日含み県の休日を含まない）の日を契約締結日とします。

質問 33：請求書発行について、弊社では毎月 7 営業日頃の発送となっておりますがご了承いただけますでしょうか。

回答 33：了承します。

質問 34：請求書について、弊社は第 8 営業日頃から順次おしらせとなります。またウェブでの請求書の発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。

回答 34：了承します。

質問 35：電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等が

あっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。

回答 35：了承します。

質問 36：電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありません）か）複数からのお支払いが発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。

回答 36：電気料金の支払についてはご認識のとおりです。

なお、複数からの支払いを行う場合は、事前に支払金額の内訳を通知いたします。

質問 37：請求時の基本料金の算定方法について、弊社では（基本料金単価×契約電力）+力率割引・割増相当額により算定しております。基本料金および力率割引については個別に計算しますが、力率割引の考え方は旧一般電気事業者の定義と同じです。例）力率が100%の場合、基本料金を15%割引します。上記算定方法にてご了承いただけますでしょうか。

回答 37：算出方法については、仕様書4(1)のとおりです。

質問 38：入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金のご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。

回答 38：了承します。

質問 39：発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれ

ず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますか問題ございませんでしょうか。

回答 39：問題ありません。

質問 40：燃料調整費につきまして、みなし小売電気事業者の約款【標準供給条件（2023年10月1日実施）料金表（高圧・特別高圧）】に記載されている算定諸元を用いて計算いたしますが、よろしいでしょうか。

回答 40：仕様書4（1）及び（3）に基づいて算出してください。

質問 41：合算請求書の発行が必要な場合、各施設の個別の請求書についてはマイページでご確認いただけますか？

回答 41：合算請求書は必要ありませんので、施設ごとの請求書を発行してください。なお、請求書の送付・確認については、Web上で問題ありません。

質問 42：仕様書4（6）（7）について、弊社では請求書送付前にインターネット上で該当の項目のデータを確認できるWEBサービス「お客さまマイページ」をご用意しております。お客様ご自身で行っていただくお客さまマイページのご確認に代えさせていただくことは可能でしょうか。

回答 42：仕様書4（7）の内容が確認できるのであれば、問題ありません。

質問 43：計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応を行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。
また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。

回答 43：了承します。

質問 44：弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して 30 日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承いただけますでしょうか。

回答 44：支払期日については、受注者が提出する適法な請求書を県が受理した日から起算して 30 日以内となります。

質問 45：弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。また、弊社では支払義務発生日（計量日）の翌日から起算して 30 日以内を支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。

回答 45：振込手数料の負担については了承いたします。

支払期日については、受注者が提出する適法な請求書を県が受理した日から起算して 30 日以内となります。

質問 46：延滞利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合を乗じて算出してえた金額」と記載されています。ご了承いただけますでしょうか。

回答 46：県の責めに帰すべき事由により、支払いが遅れた場合においての延滞利息については、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号) 第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額(100 円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額)となります。

質問 47：消費税または、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますがよろしいでしょうか。

回答 47：入札説明書4 回答3のとおりです。

質問 48：弊社では納付書（請求書）払い、もしくは口座振替（口座引き落とし）となります。どちらに対応可能でしょうか。また、取引先銀行はどちらでしょうか。

回答 48：原則、納付書（請求書）払いになります。

また、指定金融機関（県公金の収納及び支払の事務を取り扱う金融機関）は十八親和銀行です。

機関名

長崎県

担当課（室）名

管財課